

## 健康で、心豊かな春休みを送るために

3月26日(火)から10日間の春休みが始まります。この期間は、学校中心の生活から、家庭での生活が中心になります。この春休み期間中、心身ともに健康に過ごせるように、そして新学年のスタートに向けての準備が進むようにして欲しいと思います。  
そこで家庭での生活で留意していただきたいことをお知らせします。

### [ ご家庭で心がけていただきたいこと ]

#### 健康・安全について

- ①夜ふかし、朝寝坊は生活のリズムをくずらせ、新学年のスタートにもマイナスです。規則正しい生活を送れるようにさせてください。
- ②交通事故に十分気をつけるようご指導ください。特に自転車はルールを守るよう注意させてください。
- ③風邪は万病のもとです。また怪我をすると生活にも支障をきたしますので、健康と安全に留意した生活ができるようにさせてください。



#### 生活について

- ①目標を立て、計画表を作るなどして、充実した生活が送れるようにアドバイスをお願いします。
- ②家の手伝いなども機会を作ってさせてください。
- ③2・3年生になっての目標や希望について、話題にしてください。



#### 学習について

- ①3学期の反省をもとにして、新しい学年に向けて準備させてください。
- ②新聞やテレビ等の社会の情勢に注目し、学習に役立つようにさせてください。
- ③自主学習が中心です。短い休みですが有効に使い、復習をするように声をかけてください。



### [ 注意していただきたいこと ]

#### 『登下校』

服装は、標準服または学校指定の体育着、各部指定の練習着・ユニホームです。なお自転車での登校は認めていません。

#### 『外出』

- ①服装・身だしなみを整え、「どこへ 誰と 何をしに いつ帰る」などの外出内容を確認してください。また、夜間の外出でトラブルに巻き込まれる例が少なくありません。夜間の外出や外泊についても必ず保護者(保護者に代わる人)の同伴をお願いします。
- ※青少年保護育成条例の第5条：深夜外出の制限では、次のように述べられています。
  - 保護者は、特別な事情がなければ、深夜(午後11時から午前4時までの間)に青少年を外出させてはなりません。
  - だれでも、青少年を深夜に正当な理由なく、保護者の同意を得ないで連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。(条例で、違反すると30万円以下の罰金となっています。)
- ②スマートフォン・タブレットPCなどのモバイル端末からインターネットを利用している中学生が増加しています。機器にフィルタリングを設定し、インターネットの有害情報や不適切なアプリケーション使用をあらかじめ制限したり利用時間を管理するなどは、保護者の責任としてお願いします。また、ライン等のトラブルが無いようご指導ください。生徒総会でも「携帯・スマートフォンの約束」が承認されましたので、ご家庭でも話題にしてください。外出先でトラブルに巻き込まれないように気をつけ、不審な人に声をかけられても応じないよう注意させてください。



春休み中に事故や被害にあった場合は、学校に連絡してください。

電話番号 共和中学校 042-756-3012 (平日の8:30~17:00)